

令和3年10月31日執行 最高裁判所裁判官国民審査公報

富山県選挙管理委員会



最高裁判所判事
林道晴
昭和三二年八月三一日生

略歴

東京都生まれ、同所で過ごす。東京教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、同高等学 校を経て、東京大学法学部卒業。ハーバード・ロースクール修習。昭和五五年四月司法修習生。昭和五六年四月司法修習生。

令和3年10月31日執行
最高裁判所裁判官国民審査公報
富山県選挙管理委員会

最高裁判所において開示された三要が裁判官としての心構え
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません
ん。
裁判官としての心構え
最高裁は「法の番人」として、ひとつひとつの事案について公平・妥当な判断を行うことがまず重要であり、同時に、最高裁の判断が先例・規範としてどのように使われていくか、様々な事案においてひとりひとりの国民や社会経済に与える影響を想定し、「法」が正しく機能するよう最善の努力をしていく役割を担っていると考えます。
これまでの弁護士としての職務、公的活動等での経験及び日々の生活を通じ、価値観が多様化する中で、まず、そして常に「法」は何かと問われてきており、最後の拠り所としての「法」の重要性が高まってきていると感じてきました。裁判所はこのような期待に応えていくことが重要であり、私は、最高裁判事として、ひとつひとつの場合において、それぞれの主張とその拠つて立つところを丁寧に検討し、また、同時にその判断の意味するところを大局的に考えながら「法」と向き合って、当該事案の解決とるべき法の解釈とに向けて一所懸命に努力していくたいと考えています。
これまで、弁護士としての職責を果たす上では、女性か否かというよりは、ひとりの弁護士として、依頼者や同僚から信頼される仕事をしたいと考えてきました。裁判官となつても司法の一翼を担う裁判官のひとりとして信頼して頂けるよう職責を果たしたいと考えています。しかしながら、やはり最高裁をはじめとして女性法律家の数が増えること、また、法律家に限らず女性全體に機会が与えられることはとても重要なことであると考えます。私は、これまで先輩方が切り拓いてくださった道をたどることで現在に至っています。このたび最高裁判事として働く機会を頂くことができ、今度は私が、より若い世代の女性の礎、ささやかですがその一石となるよう励んでいきたいと思っています。



最高裁判所判事
わた なべ えりこ
渡邊恵理子

昭和五八年	三月	福島県生まれ。父の転勤に伴い、福島県、 城県、山形県、新潟県で育つ。宮城県第一女 子高等学校（当時）を卒業
六一年	四月	東北大学法学部卒業
六年	四月	司法修習生
六年	五月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
六年	六月	ワシントン州立大学ロースクール修了(LL.M.)
同	九月	海外法律事務所勤務
七年一〇月	九月	弁護士登録取消
同	九月	公正取引委員会事務総局勤務
一〇年一月	九月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
一六年四月	九月	慶應義塾大学法科大学院教授
一九年四月	内閣府官民競争入札等監理委員会委員	
二四年三月	日本放送協会経営委員・監査委員	
元年一一月	司法試験考查委員（経済法）	
二年九月	国立大学法人お茶の水女子大学監事	
三年七月	最高裁判所判事	



最高裁判所判事
やす なみ りょう すけ
安浪亮介



最高裁判所判事
ながみねやすまさ
長嶺安政

最高裁判所において開かれた主要な裁判
一 令和三年六月二三日 大法廷決定

民法及び戸籍法にある婚姻に際しての夫婦の氏の定めに関する規定が憲法二四条に違反しないと判断した（多数意見）。その上で、夫婦の氏に関する法制度の合理性に関する事情の変化いかんによつては、これらの規定が同条に違反すると評価されるに至ることもあり得るが、このような法制度については、関連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによつて、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようとするこそ、事の性格にふさわしい解決であるとした（補足意見付加）。

二 令和三年九月七日 第三小法廷判決

被告人が、心神耗弱の状態にあつたとした第一審の事実認定に誤りがあるとして、何ら事実取調べをせず完全責任能力を認めて自判した原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻とした（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

一つ一つの事件に誠実に向き合い、その事件の背景、事情などを把握し、法律の適用に誤りのないように努め、もつて、適切な判断に至ることができるように精励したいと考えています。これまでの行政官、外交官としての経験を生かし、国際的側面を有する事件を含め、個別の事件の解決のために積極的に取り組むと共に、諸外国に共通な課題である高齢化、価値の多様化、デジタル化、グローバリゼーションなどが社会に及ぼす影響と司法による問題解決の在り方といった今日的な問題の検討にも力を注ぐよう、今後とも努力していきたいと思います。

10月31日（日）は 最高裁判所裁判官国民審査 衆議院議員総選挙の投票日です。



特例郵便等投票制度

新型コロナウイルス感染症により、自宅又は宿泊施設で療養中の方は、一定の要件を満たせば、特例郵便等投票ができます。くわしくはお住まいの市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

10月31日(日)は

最高裁判所裁判官国民審査及び 衆議院議員総選挙の

投票日です

<最高裁判所裁判官国民審査 投票上の注意について>

- 1 国民審査の投票用紙には
 - (1)やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。
 - (2)やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
- 2 投票したくない人は、投票用紙を受け取らないでください。
- 3 投票用紙を受け取った後でも、投票したくない人は、投票箱に入れないので係員に返してください。
なお、投票用紙を持ち帰ることは法令に違反しますので、持ち帰らないでください。